

## ⑤ 資源物の分別回収を実施した団体に奨励金を交付します

問 資源循環課(内線 129) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

市ではごみの減量化やリサイクルを推進するため、資源物(古紙、びん、缶、廃食用油など)の分別回収を行った団体に、回収量に応じた奨励金を交付しています。奨励金の交付を受けるためには、次の要件を満たしている必要があります。ごみの減量化と再資源化にご協力ください。

- 要件
- ・資源物分別回収団体の届出をすること
  - ・集団分別回収を自分たちで年に2回以上行うこと
  - ・営利を目的としない団体であること



奨励金の額 1kgあたり5円

## ⑥ 生ごみ処理容器購入費を一部補助します

問・申 資源循環課(内線 129) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

市では、家庭から出るごみを減らすため、生ごみ処理容器等購入費の一部を補助します。

対象者 (1)市内に住所を有し、対象年度内に生ごみ処理容器等を住所地に設置した方  
(2)市税に未納のない方



対象機器・容器	補助率および補助額
生ごみ減量化機器(電動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入金額の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)</li> <li>・20,000円を上限(1世帯あたり1基を限度)</li> </ul>
生ごみ処理容器 (コンポスト・EMぼかし容器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入金額の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)</li> <li>・1基あたり3,000円を上限(1世帯あたり2基を限度)</li> </ul>

- 必要書類
- ・領収書など生ごみ処理容器等を購入したことを証する書類(購入者名、購入額等の記載のあるもの)
  - ・保証書、製造元、商品名および機種番号等を確認できる書類

申請方法 生ごみ処理容器等購入後に必要書類と申請書を窓口へ提出してください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

## ⑦ 県の土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が改正されました

問 市 資源循環課(内線 129) 県 廃棄物規制課 TEL 029-301-3033

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正条例が、6月1日に施行されます。改正により、県への届出や書面の交付・携帯が必要となります。

詳細は県ホームページ(右上の二次元コード)でご確認ください。

### 主な内容

- 市町村条例で許可を受ける必要がない埋立て等を行う方  
市町村条例で許可を受ける必要がない埋立て等であっても、公共事業等の一部例外を除き、県への届出が必要になります。  
※笠間市条例で許可を受ける必要がない埋立て等
  - ・1,000㎡未満の自ら居住・使用する建築物を建築するためのもの
  - ・500㎡未満の農地改良協議(農地の保全等を目的とした行為)によるもの など
- 市町村の許可を受けて埋立て等を行う方  
市町村の許可を受けて埋立て等を行う方についても、書面の交付・携帯義務が課せられることとなります。



**家庭ごみは地域の集積所へ。  
環境センターへの持ち込み削減にご協力ください。**